

当院における特掲診療料の 施設基準に係る手術の症例数

(令和7年1月1日～令和7年12月31日)

1. 区分1に分類される手術

	手術の件数
ア 頭蓋内腫瘍摘出術等	
イ 黄斑下手術等	
ウ 鼓室形成手術等	
エ 肺悪性腫瘍手術等	
オ 経皮的カテーテル心筋焼灼術	

2. 区分2に分類される手術

	手術の件数
ア 鞣帯断裂形成手術等	
イ 水頭症手術等	
ウ 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	
エ 尿道形成手術等	
オ 角膜移植術	
カ 肝切除術等	
キ 子宮附属器悪性腫瘍手術等	

3. 区分3に分類される手術

	手術の件数
ア 上顎骨形成術等	
イ 上顎骨悪性腫瘍手術等	
ウ バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	1
エ 母指化手術等	
オ 内反足手術等	
カ 食道切除再建術等	
キ 同種死体腎移植術等	

4. 区分4に分類される手術

19

その他の区分に分類される手術

	手術の件数
人工関節置換術	
乳児外科施設基準対象手術	
ペースメーカー移植術及び ペースメーカー交換術	
冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないもの)及び体外循環を要する手術	
経皮的冠動脈形成術、 経皮的冠動脈粥疊切除術及び 経皮的冠動脈ステント留置術	